

議案第23号

大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田原市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第21級の項中「又は臨床心理士」を「、臨床心理士又は社会福祉士」に、同表2級の項中「又は主任臨床心理士」を「、主任臨床心理士又は主任社会福祉士」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。